

第3節 アジア英訳法令データベースの可能性	125
序論	125
1 多国的法令データベース構築の効果	126
2 多国的法令データベースの種類	128
3 多国的法令データベースのインターネットサイト	128
4 多国的法令データベースの発達	132
4-1 GLIN	132
4-2 DIAL	133
5 翻訳版商業的法情報のパイオニア	134
6 法情報に関する日本の英訳商品	135
7 現在の資料の不十分さ	136
8 アジアにおける法令データベース構築に当たっての障害	137
8-1 経済的要因	137
8-2 言語的要因	138
8-3 地理的要因	138
8-4 商業的要因	139
8-5 政治的要因	140
9 多国的法データベース構築の質的、実際的問題	140
9-1 正確さと権威	140
9-2 最新化	140
9-3 網羅範囲	141
9-4 著作権と著作権	142
10 提案とまとめ	142

第5章 法情報検索論

概論	147
第1節 インターネットとリーガル・リサーチ	151
1 外国法学習とデジタル・ワールド	151
2 インターネット, それは壁のない《学校》である	152
3 インターネット, それは世界最大の《黒板》である	153

4	インターネット, それは世界最大の《書庫》である	154
5	インターネットに関するいくつかのディスカール	154
第2節	リーガル・リサーチ教育	156
	はじめに	156
1	法学部	156
2	法科大学院	158
3	法情報検索教育とライブラリアン	160
3-1	ロー・ライブラリアンに必要な能力	160
3-2	ライブラリアンの役割	162
3-3	教育方法論への関心の低さ	163
	まとめ—展望	164
第3節	オンライン法情報の歴史と動向	167
	はじめに	167
1	インターネット非営利サイトの歴史	167
1-1	プロジェクト・ヘルメス (合衆国最高裁判決のオンライン提供)	167
1-2	LII	169
2	商用サイトのインターネットへの展開	170
3	無料情報と有料情報	172
4	非営利サイトの動向例—CanLII を例に	174
	おわりに	175
付録	：香港のリーガル・リサーチ	177

第6章 法情報教育論

概論	191
はじめに	191
こんにちの状況	192
第1節 インターネットと法学教育	196
はじめに	196
1 リテラシーとしてのインターネット	196

目 次

2	学習対象としてのインターネット	200
3	支援ツールとしてのインターネット	202
	おわりに	204
第2節	法学教育におけるIT利用：原論編	207
1	はじめに	207
2	法学系における情報教育	207
2-1	米国の法律資料調査	207
2-2	わが国における資料のデジタル化	208
2-3	法情報教育	209
3	法情報検索とインターネット	212
3-1	インターネット上の法律資料	212
3-2	インターネットと非法律資料	213
3-3	インターネットと法律資料	214
3-4	インターネット・リサーチの留意点	214
4	まとめ	215
第3節	法学教育におけるIT利用：実態編	
	—2000年の調査から	216
	はじめに	216
1	情報技術と法学教育	216
2	法学系学生におけるIT普及	218
3	法学系教員におけるIT普及	220
4	法学系教育機関におけるIT普及	222
	おわりに	224
第4節	法学教育におけるIT利用：比較法編	228

第7章 法情報処理論

概 論	233
第1節 情報技術と弁護士の役割	236
はじめに	236
1 我が国における法情報環境の変容	237

はじめに－「法情報学」とは何か

我が国の法律界で「法情報学」という言葉が用いられ出したのは、コンピュータの登場と同時であると言って過言ではないだろう¹。その後、パソコン通信やインターネットといったコンピュータ・ネットワークの発展と共に、コンピュータ本体の進化は法情報学の歴史と切っても切り離せない関係にある。法情報学とは文字通り“法律にかかわる情報＝法情報”を取り扱おうとする学問であるが、そうしたコンピュータやネットワークの発展を参照しながら、この学問の歴史を簡単に振り返ってみたい。

法情報学の系譜

草創期～1960年代から1970年代～

我が国を代表する法律専門雑誌であるジュリスト誌が「法情報学の歩み」と題した特集を組んだのは1978年2月15日号であった²。その内容は、主としてコンピュータの登場によって法律学がどのように変容するかという点に着目したものであり、「法情報」そのものに関わる考察は含まれていなかった。すなわち、コンピュータの登場によって生じてくる新たな法律問題への対処法を課題とする。本書では、こうした志向性を法学的アプローチと呼んでおきたい。

北川善太郎によって書かれた序論には、「表現はどのようにするかはさておき、コンピュータ法学ないし法情報学・・・という専門分野がいずれは出来上がっていくと思われる」との提起がなされていることから、上記のような表題が掲げられたと推察される。しかしながら、コンピュータと法学とのかわりに焦点を当てた研究としては、更に1960年代にまで遡ることができる。「計量法学（Jurimetrics）」と呼ばれていた分野がそれである。

我が国でこの「計量法学」の語を表題に用いた最も古い記事は、1964年に石村善助が書いたエッセイ「ジュリメトリックス³」ではないかと思われる。ちょうどその年に開発された汎用コンピュータ（メインフレーム）IBM

はじめに「法情報学」とは何か

System/360が65年に発売され、コンピュータが社会に取り入れられるようになる。早速、コンピュータ工学を法学に活用しようとする試みが現れ、その最初期の論文としては、1965年に北大法学論集に掲載された能勢弘之による「コンピューターによる判決の分析と予測」、同じくジュリスト誌に掲載された早川武夫「アメリカにおける法学と電子計算機—特に information retrieval について」⁴を挙げることができるだろう。前者の能勢の問題意識は1968年に自由と正義誌に書かれた宮原守男「裁判の予測とコンピューター—経験法学からみた裁判過程」へ、後者の早川の問題提起は同年に出された戸村和夫「法律情報の電子計算機利用と方法について」⁵へと、それぞれ繋がっていく。また、1965年にはこの分野で初めてジュリスト誌上で特集「電子計算機の利用と学問」⁶が生まれ、1969年にはハンス・バーデ編著『ジュリメトリックス』⁷が翻訳刊行され、1970年には自由と正義誌が「裁判とコンピューター」という特集を組んでおり、当時の学界実務双方におけるコンピュータ利用への期待が感じられよう。計量法学的研究には①電子的データの記録と検索、②裁判の行動科学的分析、③記号論理の応用が挙げられていて、法学的アプローチは含まれていなかった。⁸「法情報学」という語が使われるより前に、こんにち法情報学分野において取り扱われている法情報の提供方法やデータベースの構築、更には裁判過程へのコンピュータの応用といった問題関心の多くが既に論じられ始めていたということを押さえておきたい。⁹

興隆期～1980年代から1990年代～

上で述べたような、情報科学やコンピュータ工学などの知見や技術を活用して法律に関連する情報を取り扱う志向性を情報学的アプローチと呼ぶ。このアプローチとしては、古くは人工知能研究の世界において法律学に接近したのが初期の関わりであり、我が国においても1980年代から吉野一などによって盛んに試みられてきていた。¹⁰近時は、法令工学と標されるように、自然言語処理の成果を応用した法制執務支援や法令データベース構築などへと拡張している。¹¹

要するに、これまでの法情報学と呼ばれる領域の研究は大きく以上の二つのアプローチを主流として歩んできたといえるだろう。たとえば、1981年に創立された「法とコンピュータ学会」でも、その規約3条において「法の分野におけるコンピュータの利用およびコンピュータをめぐる法律問題の調査研究を目的とする」として二つのアプローチが明示的に位置づけられている。このように見てみると、実際のところコンピュータと法がかかわる領域について暫定的に「法情報学」という名称が用いられたといった方が適切かもしれない。

この頃、コンピュータはメインフレームからパーソナルコンピュータ(PC)の時代に突入する。1977年にはアップルからアップルIIが、1981年にはIBM PCが発売され、デスクトップ型パソコンがオフィスに現れ、大学でも理工系を中心に普及するようになる。だが、1980年代、コンピュータ・ネットワークは電話回線を利用してサーバーにアクセスしてデータのやりとりをおこなうパソコン通信の時代であり、こんにちのように誰もがいつでも、いかなる場所からもネットワークにアクセスしたり、自由に情報を発信・提供したりする環境は実現していなかった。理工系はともかく文系ではコンピュータ自体もあまり普及しておらず、もっぱらワープロ専用機が法学部の研究室の標準的な装備であり、研究者でもフロッピー・ディスクで原稿を出す人もまだ多数を占めておらず、電子メールを利用する人は極めて限られた状況で、ファックスが迅速な文書送信手段として利用されていた。学生でも印字されたレポートを出す習慣が法学部ではまだ確立されていなかったし、情報処理教育などを法学教育の見地から試みる大学も限られていた¹²。このように、研究面においても教育面においても「法情報学」といったコンセプトが受け入れられる土壌は、1980年代のわが国の法学部に整っていたとは言い難い。

ところが、1996年のインターネット商用開放とパソコンの価格低下、MS社製OS、Windows 95の普及等によるインパクトは法学系教育機関にも及び、多くの研究者がワープロからパソコンに移行した。同時にこの頃から、判例